# 令和2年大和町議会3月定例会議会議録

# 令和2年3月12日(木曜日)

# 応招議員(16名)

1番	千	坂	博	行	君	10番	今	野	善	行	君
2番	今	野	信	_	君	11番	藤	巻	博	史	君
3番	犬	飼	克	子	君	12番	平	渡	髙	志	君
4番	馬	場	良	勝	君	13番		欠		員	
5番	槻	田	雅	之	君	14番	髙	平	聡	雄	君
6番	門	間	浩	宇	君	15番	堀	籠	日占	出子	君
7番	渡	辺	良	雄	君	16番	大多	頁賀		啓	君
8番	千	坂	裕	春	君	17番	中	Ш	久	男	君
9番		欠		員		18番	馬	場	久	雄	君

出席議員(16名)

1番	千	坂	博	行	君	10番	今	野	善	行	君
2番	今	野	信	_	君	11番	藤	巻	博	史	君
3番	犬	餇	克	子	君	12番	平	渡	髙	志	君
4番	馬	場	良	勝	君	14番	髙	平	聡	雄	君
5番	槻	田	雅	之	君	15番	堀	籠	日占	出子	君
6番	門	間	浩	宇	君	16番	大須	頁賀		啓	君
7番	渡	辺	良	雄	君	17番	中	Щ	久	男	君
8番	千	坂	裕	春	君	18番	馬	場	久	雄	君

欠席議員 (なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

町		長	浅	野		元	君	健康支援課長	櫻	井	修	_	君
副	町	長	浅	野	喜	高	君	農林振興課長兼農業委員会事務局長	遠	藤	秀	_	君
教	育	長	上	野	忠	弘	君	商工観光課長	文	屋	隆	義	君
代表	監査委	委員	櫻	井	貴	子	君	都市建設課長	江	本	篤	夫	君
総矛	务 課	長	後	藤	良	春	君	上下水道課長	蜂	谷	俊	_	君
	づく <b>き</b> 課	-	千	葉	正	義	君	会計管理者 兼会計課長	111	浦	伸	博	君
財政	女 課	長	千	坂	俊	範	君	教育総務課長	櫻	井	和	彦	君
税	务 課	長	千	葉	喜	_	君	生涯学習課長	瀬	戸	正	昭	君
町民	生活記	果長	村	田	良	昭	君	総 務 課 危機対策室長	蜂	谷	祐	士	君
子育課	て支	だ援 長	小	野	政	則	君	税 務 課 徴収対策室長	遠	藤	眞起	记子	君
福祉	止 課	長	抽	Ш	裕	幸	君	公民館長	阳	部	昭	子	君

# 事務局出席者

議会事務局長	浅野義り	議会事務局次長	野田美沙子
議事庶務係長	本 木 祐 🗆		

## 議事日程〔別紙〕

# 本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

## 午後1時39分 開 議

#### 議 長 (馬場久雄君)

それでは本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## 日程第1「会議録署名議員の指名」

## 議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番千坂博行君及び 2番今野信一君を指名します。

ここで、3月3日の令和2年度大和町下水道事業特別会計予算において、訂正の申 出がありましたので説明をさせます。上下水道課長蜂谷俊一君。

## 上下水道課長 (蜂谷俊一君)

お時間いただきまして大変ありがとうございます。

議長からもお話しあったとおり、3月3日の午前に上下水道所管の令和2年度大和 町下水道事業特別会計予算内で説明しました水量について、訂正させていただきたい と思います。

予算に関する説明書213ページ、歳出になります。

1款土木費、1項下水道管理費、1目一般管理費の18節負担金補助及び交付金の県管理しております吉田川流域下水道維持管理運営費についてであります。

説明書のほうには記載はございませんが、令和2年度排水予定量を444万立方メートルということで説明させていただいたんですけれども、正しくは420万立方メートルの排水予定量でありますので、訂正し、おわび申し上げます。大変すみませんでした。

## 議 長 (馬場久雄君)

以上で説明は終わります。

#### 議 長 (馬場久雄君)

日程第2、委員長報告。

本定例会議において予算特別委員会が設置され、これに付託の上、令和2年度各種 会計予算が審査されたところであります。

ここで、予算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長千坂裕春君。

## 予算特別委員会委員長 (千坂裕春君)

報告いたします。

今定例会において、去る3月3日、本特別委員会に審査を付託されました令和2年度一般会計予算及び10の各種特別会計予算並びに水道事業会計予算については、予算特別委員会を開催し、各委員の熱意ある質疑が展開され、各課長等の誠意ある答弁がなされ、慎重に審査された結果、原案のとおり決するものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。以上です。

#### 議 長 (馬場久雄君)

ただいま予算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、予算の審議に おいては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、予算の審議においては質疑を省略し、討論、採 決を行うことといたします。

## 日程第3「議案第30号 令和2年度大和町一般会計予算」

## 議 長 (馬場久雄君)

日程第3、議案第30号 令和2年度大和町一般会計予算について討論に入ります。 討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

## [賛成者起立]

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第31号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計 予算」

## 議 長 (馬場久雄君)

日程第4、議案第31号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第32号 令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

## 議 長 (馬場久雄君)

日程第5、議案第32号 令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算について 討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第33号 令和2年度大和町宮床財産区特別会計予算」

## 議 長 (馬場久雄君)

日程第6、議案第33号 令和2年度大和町宮床財産区特別会計予算について討論に 入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第34号 令和2年度大和町吉田財産区特別会計予算」

## 議 長 (馬場久雄君)

日程第7、議案第34号 令和2年度大和町吉田財産区特別会計予算について討論に 入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第35号 令和2年度大和町落合財産区特別会計予算」

## 議 長 (馬場久雄君)

日程第8、議案第35号 令和2年度大和町落合財産区特別会計予算について討論に 入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9「議案第36号 令和2年度大和町奨学事業特別会計予算」

#### 議 長 (馬場久雄君)

日程第9、議案第36号 令和2年度大和町奨学事業特別会計予算について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第37号 令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

## 議 長 (馬場久雄君)

日程第10、議案第37号 令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第38号 令和2年度大和町下水道事業特別会計予算」

## 議 長 (馬場久雄君)

日程第11、議案第38号 令和2年度大和町下水道事業特別会計予算について討論に 入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第39号 令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

## 議 長 (馬場久雄君)

日程第12、議案第39号 令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計予算について 討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第40号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会 計予算」

## 議 長 (馬場久雄君)

日程第13、議案第40号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

#### 議 長 (馬場久雄君)

日程第14、議案第41号 令和2年度大和町水道事業会計予算について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

- 日程第15「報告第4号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更について) [令和元年度舗装改良工事(町道小鶴沢線)]」
- 日程第16「報告第5号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更に ついて) [令和元年度道路舗装工事(町道前河原熊谷線)]」
- 日程第17「報告第6号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更について) [令和元年度舗装修繕工事(町道幕柳大平線)]」
- 日程第18「報告第7号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更について) [平成30年度橋梁下部工新設工事(町道吉岡宮床線)]」
- 日程第19「報告第8号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更に ついて) [令和元年度道路舗装工事(町道宮床山田線)] |

## 議 長 (馬場久雄君)

日程第15、専決処分の報告について(工事請負契約の変更について) [令和元年度舗装改良工事(町道小鶴沢線)] から日程第19、専決処分の報告について(工事請負契約の変更について) [令和元年度道路舗装工事(町道宮床山田線)] まで一括して報告を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

## 都市建設課長 (江本篤夫君)

それでは、私のほうからご報告させていただきます。

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

報告第4号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分いたしたものでございます。

記としまして、1. 件名及び契約名でございます。令和元年大和町議会9月定例会議におきまして、議案第84号により議決を頂きました「令和元年度舗装改良工事(町道小鶴沢線)」でございます。

- 2. 金額の変更でございます。議決を頂きました契約金額は4,950万円、変更後の 契約金額が5,179万6,800円、契約金額の増額が229万6,800円でございます。
- 3. 変更理由でございます。路上路盤再生工におきまして、在来路盤材を採取し、配合設計を行いました結果、当初設計のCBR値に対しましてセメント添加量を減とすることが可能と判明いたしましたので、添加量の変更を行うことといたしましたほかに、道路路面勾配の修正を行うため、路側側溝の撤去・再設置を計上しておりましたが、側溝撤去時に一部区間におきまして破損している側溝がございましたので、新設側溝に入れ替える変更を行うものでございます。

令和2年2月27日専決。

以上でございます。

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

報告第5号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

4ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専 決処分事項について、次のとおり専決処分いたしたものでございます。

記としまして、1. 件名及び契約名でございます。令和元年大和町議会9月定例会議におきまして、議案第85号により議決を頂きました「令和元年度道路舗装工事(町道前河原熊谷線)」でございます。

- 2. 金額の変更でございます。議決を頂きました契約金額は4,928万円、変更後の 契約金額が4,839万6,700円、契約金額の減額が88万3,300円でございます。
- 3.変更理由でございます。路床安定処理工におきまして、在来路床土を採取し、配合設計を行いました結果、当初設計のCBR値に対しましてセメント添加量を減とすることが可能と判明いたしましたので、セメント添加量等の変更を行うものでございます。

令和2年2月27日専決。

以上でございます。

続きまして、議案書5ページをお願いいたします。

報告第6号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

6ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専 決処分事項について、次のとおり専決処分いたしたものでございます。

記としまして、1. 件名及び契約名でございます。令和元年大和町議会10月随時会議におきまして、議案第89号により議決を頂きました「令和元年度舗装修繕工事(町道幕柳大平線)」でございます。

- 2. 金額の変更でございます。議決を頂きました契約金額は4,059万円、変更後の 契約金額が4,337万7,400円、契約金額の増額が278万7,400円でございます。
- 3. 変更理由でございます。既設舗装の値が当初計画を下回りましたことによりまして、施工方法をセメント・アスファルト乳剤混合工法及び表層施工から、基層といたしまして粗粒度アスファルト混合物の施工及び表層施工に変更を行うものでございます。

令和2年2月27日専決。

以上でございます。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。

報告第7号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

8ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専 決処分事項について、次のとおり専決処分いたしたものでございます。

記としまして、1. 件名及び契約名でございます。令和元年大和町議会8月随時会議におきまして、議案第61号により契約金額の変更の議決を得ました「平成30年度橋梁下部工新設工事(町道吉岡宮床線)」でございます。

- 2. 金額の変更でございます。議決を頂きました契約金額は1億2,814万3,300円、変更後の契約金額が1億3,051万500円、契約金額の増額が236万7,200円でございます。
- 3.変更理由でございます。施工箇所が昨年10月の台風第19号によりまして冠水及び倒木等の流入被害を受けましたことから、その復旧に要します水替え工及び倒木等処理作業の変更を行うものでございます。また、既存橋梁のコンクリート踏掛版の実測値が設定を上回ったことによります取壊し・撤去費用等につきまして変更を行うものでございます。

令和2年2月28日専決。

以上でございます。

続きまして、議案書9ページをお願いいたします。

報告第8号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

10ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専 決処分事項について、次のとおり専決処分いたしたものでございます。

記としまして、1. 件名及び契約名でございます。令和元年大和町議会10月随時会議におきまして、議案第90号により議決を頂きました「令和元年度道路舗装工事(町道宮床山田線)」でございます。

- 2. 金額の変更でございます。議決を頂きました契約金額は4,070万円、変更後の 契約金額が4,103万8,800円、契約金額の増額が33万8,800円でございます。
- 3.変更理由でございます。路上路盤再生工におきまして、在来路盤材を採取し、配合設計を行いました結果、当初設計のCBR値に対しましてセメント添加量を減とすることが可能と判明いたしましたので、添加量の変更を行うことといたしましたほかに、入札公告期間中に台風第19号によりまして一部ののり面がのり崩れ被害を受け

ましたので、当該箇所ののり面復旧費用の増工を行うものでございます。

令和2年3月5日専決。

以上でございます。よろしくお願いします。

#### 議 長 (馬場久雄君)

以上で、日程第15、専決処分の報告について(工事請負契約の変更について) [令和元年度舗装改良工事(町道小鶴沢線)] から日程第19、専決処分の報告について(工事請負契約の変更について) [令和元年度道路舗装工事(町道宮床山田線)] まで報告を終わります。

日程第20「議案第42号 令和元年度大和町大和町学校給食センター空調 設備設置工事請負契約について」

## 議 長 (馬場久雄君)

日程第20、議案第42号 令和元年度大和町学校給食センター空調設備設置工事請負 契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。教育総務課長櫻井和彦君。

## 教育総務課長 (櫻井和彦君)

それでは、議案書11ページをお願いいたします。

議案第42号 令和元年度大和町学校給食センター空調設備設置工事請負契約についてでございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第 1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1. 契約の目的でございます。令和元年度大和町学校給食センター空調設備設置工事でございます。

- 2. 契約の方法につきましては、一般競争入札によります請負契約でございます。
- 3. 契約の金額につきましては、3,685万円、うち消費税が335万円でございます。
- 4. 契約の相手方でございます。仙台市宮城野区苦竹4丁目2-20、日本ビルコン株式会社東日本事業本部南東北支社でございます。

それでは、別冊の議案説明資料(議案第42号関係)により説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願い申し上げます。

まず入札の状況でございます。

- 1の入札参加資格でございますが、(1)といたしまして、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
  - (2) 令和元年、2年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者であること。
- (3)入札公告日から入札(開札)の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止の処分を受けていないこと。
  - (4)建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。
  - (5) 工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。
- (6) 県内に本社または営業所等を有すること。(営業所等の場合は、本社から委任を受け、大和町入札参加資格者として登録してあること。)
- (7)といたしまして、大和町入札参加承認時点において、管工事の格付がB級(総合評定値が650点)以上であることという資格でございます。
  - 2の入札の方法でございます。
  - (1) ダイレクト型一般競争入札により行ったところです。
- (2)といたしまして、入札書は郵送による送付、直接持参のいずれかの方法で指定の期日までに届くようにすること。指定の期日に間に合わなかった場合は失格とするとしたものでございます。
- (3)この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

次に3. 入札参加者でございます。

募集の結果、1者より応募いただきました。企業名は記載のとおりでございます。 次に4.入札の結果でございます。

- (1)入札調書でございますが、令和2年2月5日に入札を執行し、応札額は3,350万円で、予定価格につきましては5,260万円、低入札調査基準価格は4,668万6,000円で、応札額は予定価格の63.69%であり、低入札調査基準価格を下回った状況になっており、落札保留といたしたところでございます。
  - (2) でございます。

この結果を受けまして、2月13日に応札者から積算内容等につきまして事情聴取を 行い、2月18日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりの履行が可能か審査を 行ったところです。

2ページをお願いいたします。

その結果、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないこと及び積算の内容の精査及びその他基準に照らし合わせまして、審査の結果、契約どおりの履行が可能と判断し、応札者でございます日本ビルコン株式会社東日本事業本部南東北支社と令和2年2月21日に仮契約を締結したところでございます。

次に、契約の内容でございます。

請負代金につきましては3,685万円、消費税を除いた金額は3,350万円です。

契約相手方は、仙台市宮城野区苦竹4丁目2-20、日本ビルコン株式会社東日本事業本部南東北支社でございます。

次に、事業の概要でございます。

- 1. 施工場所につきましては、大和町吉岡字志田町66番地の1でございます。
- 2の完成工期につきましては、令和2年9月30日でございます。
- 3. 工事概要につきましては、機械設備工事、室内機が14台、室外機3台、電気設備工事といたしまして受変電設備等一式、建築工事といたしまして内装工事の一式でございます。

2ページの下でございますが、空調設備の平面図及び詳細図をお示しさせていただいております。

3ページでございます。

設置いたします空調設備、室内機14台を緑でお示ししております。それから室外機3台につきましては赤で、動力線につきましては青でお示しした平面図になっているところでございます。

以上が令和元年度大和町学校給食センター空調設備設置工事請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 議 長 (馬場久雄君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

#### 4 番 (馬場良勝君)

それでは、2点ほどお伺いをしたいと思います。

以前、予算のときに、給食センターという特殊なところにつくエアコンということ でご説明を頂いたと思います。

金額もさることながら、このエアコン自体は、きちっとごみを巻き起こさないとかそういうものに対応したエアコンなのかどうかをお伺いいたします。

それから、完成工期が9月30日となっているんですが、暑い時期、もうちょっと早い段階から最近なってきているんですが、その辺はどのようにお考えかをお伺いします。

#### 議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長櫻井和彦君。

## 教育総務課長 (櫻井和彦君)

今回の機種選定に際しましては、設計の段階から設計業者等と打合せをさせていた だきまして、これまで給食センター等々に導入の実績のある機種の性能でもって機種 選定を行っておりましたので、その辺については安心できるものというふうに思って おります。

それから工期でございます。9月30日と設定しておりますのは、2学期の調理に間に合わせるということで、既に夏休み中には工事を終えまして、試運転を経て2学期に間に合わせるという形にさせていただいております。

9月30日工期いっぱいにしておりますけれども、完成は夏休みの間というふうに今のところ想定しているところでございます。

やはり、ただ1学期中でもかなり今暑い時期であるんでございますけれども、ただ やはり工事の関係上、調理業務を行いながらというのがなかなか難しいところがござ いますので、春休み期間と夏休み期間に集中して工事を行うということにしておりま すので、その辺はご理解を頂戴したいなというふうに思っております。よろしくお願 いいたします。

## 議 長 (馬場久雄君)

ほかに質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

## [賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

## 議 長 (馬場久雄君)

日程第21、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

## 町 長 (浅野 元君)

それでは、諮問第1号ということで、議案書12ページをお願いしたいと思いますし、 また説明資料のほうもご用意いただきたいと思います。

諮問第1号でございますが、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて でございます。

下記の者を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規 定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名、中島一郎氏であります。生年月日は、昭和21年2月18日 でございます。

説明資料をご覧いただきたいと思いますが、中島さんの学歴、職歴その他の経歴等 につきましては、記載されておるところでございます。

推薦の理由でございますけれども、中島さんは現在人権擁護委員としてやっていた だいておるところでございますが、今年の6月30日で任期満了を迎えますことから、 再度推薦をいたしたく考えておりまして、議会の意見を求めるものでございます。

中島さんは、昭和39年4月に宮城県に奉職いたしまして、平成18年3月に退職されるまでの長きにわたって福祉行政に携わるなど、第一線で活躍してこられました。退職後はシルバー人材センターの理事長を務めていただくなど、地域活動にも尽力され、地域住民の皆さんからも信頼の厚い方でございます。

中島さんの豊富な知識と経験を生かしていただくべく、人権擁護委員に嘱されてからも十分にその使命と職責を果たしてこられました。よって、これまでの活動を鑑みまして、再度人権擁護委員として推薦いたしたいと考えております。どうぞよろしく

お願いいたします。

#### 議 長 (馬場久雄君)

ここで暫時休憩します。

午後2時16分 休 憩

午後2時18分 再 開

## 議 長 (馬場久雄君)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本案は、お手元に配りました意見のとおり、適任と認める答申をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、お手元に配りましたとおり、適任と 認める答申をすることに決定いたしました。

日程第22「委員長報告(議会活性化調査特別委員会調査報告について)」

#### 議 長 (馬場久雄君)

日程第22、委員長報告(議会活性化調査特別委員会調査報告について)を議題とします。

本件に関し、議会活性化調査特別委員会委員長の報告を求めます。委員長髙平聡雄君。

## 議会活性化調査特別委員会委員長 (髙平聡雄君)

それでは報告をいたします。

大和町議会議長馬場久雄殿、大和町議会議会活性化調査特別委員会委員長髙平聡雄。委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を以下のとおり会議規則第77 条の規定により報告いたします。

- 1. 調査事件、議会活動の活性化に関する調査研究。
- 2. 調査の経過、別紙1から5ページ上段までに記載のとおりでございます。
- 3. 調査の結果、別紙5ページ中段に記載のとおりでございます。
- 4. 意見。

平成28年4月6日、平成28年第2回大和町議会臨時会において設置された大和町議会議会活性化調査特別委員会では、上記調査事件について積極的に調査研究に取り組んでまいりました。

通年議会の導入をはじめ、議会のICT化を図るためのインターネット中継・配信、タブレット端末の導入、議会基本条例に基づく議会報告会の開催、さらには災害時対応マニュアルの制定、初議会に向けた申合せ事項の検討などを調査研究してまいりました。

また、新たな取組として、ワールド・カフェ方式による各種団体との議会懇談会の 開催や、町民の皆様に議会をより身近に感じていただくとともに、音楽の発表の場を 提供し、その活動を積極的に支援することを目的として議会においてクリスマスコン サートを開催するなど、多くのことに挑戦してまいりました。

議員各位の熱心な取組と、原案作成に当たられた各ワーキンググループ、検討部会の皆様方のご努力に敬意と感謝を表するところであります。

本委員会といたしましては、付託された調査事件について、別添成果のとおり報告をさせていただき、調査は終了といたしますが、議会の活性化はこれで終わりということではありません。昨今の人口減少と高齢化により、社会の変化は今後ますます加速してまいります。大きく変化し進展する社会に対応するため、議会は常に研さん、資質の向上を図りながら議会の改革を推し進めていく必要があります。

新たな大和町議会構成の中においても、継続して活性化に取り組むため議会活性化調査特別委員会を設置され、これまでの取組等の検証を行い、これからの議会の在り方の検討、また我々議員の喫緊の課題でもある議員定数並びに議員報酬等についても調査研究を行い、今後も議会の機能が最大限に発揮されることを期待し、報告といたします。以上でございます。

## 議 長 (馬場久雄君)

ただいまの委員長報告に対し、質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑がないようですので、これで委員長報告を終わります。

# 日程第23「委員長報告(指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会調査報告について) |

#### 議 長 (馬場久雄君)

次に、日程第23、委員長報告(指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会調査報告について)を議題とします。

本件に関し、指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会委員長の報告を 求めます。委員長大須賀 啓君。

指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会委員長 (大須賀 啓君)

それでは報告をさせていただきます。

大和町議会議長馬場久雄殿、指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会 委員長大須賀 啓。

委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第77 条の規定により報告いたします。

調査事件、指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査研究。

- 2. 調査経過につきましては、記載のとおりであります。
- 3. 活動報告と意見。

東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故により発生いたしました指定廃棄物の最終処分場建設の調査候補地に、本町吉田字下原地内の国有林が選定されたことを受け、本町議会としては本調査候補地が指定廃棄物最終処分場として不適応である観点より、その設置に断固反対する立場から、このことに関してあらゆる調査をする必要があると判断し、平成26年2月4日、平成26年第1回臨時会において大和町議会指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会の設置についての発議がなされ、設置いたしました。

特別委員会に付託されました調査事件については、資料分析や現地調査を行った結果、不適地であるとの判断に至り、町長、議長の連名で国・県の関係機関に建設に反対する要望書を提出するとともに、指定廃棄物最終処分場をテーマとした町民と議会との懇談会を開催し、広く町民の意見を求め、断固反対の意思を固めたところであります。

その後、国・県に対して建設反対に関する要望活動を行い、宮城県の3市町は候補返上を表明したところであるが、国からは基準値を上回った廃棄物は県内1か所で集約管理する従来方針を堅持することが伝えられ、基本的に国の方針は変わらないことから、本特別委員会としては、今後の国の動向を注視し、適切に対応できるようにしておくことが必要であることから、議員の任期が終了するに当たり、改選後も引き続き継続することが望ましいと委員会報告を行いました。

改選後の平成28年第2回大和町議会臨時会において、再度本特別委員会を設置しました。その後、平成28年4月15日に環境省に対し宮城県知事から要望書が提出され、環境省の対応状況などについて宮城県指定廃棄物処理促進市町村会議で説明はありましたが、これ以降は国・県の動きは何もない状況となっております。

しかしながら、いまだ本町を含む3市町が詳細調査候補地から除外されたわけではなく、一時的に見合わせるとの内容であり、指定廃棄物の最終処分場建設は大和町の将来に関わる重要な問題であります。

議員の任期が終了するに当たり、この問題を後世に残さないためにも、前回同様、 改選後も再度調査に入るなどの新たな動きが見られる場合には即座に対応するため、 この件に関する調査特別委員会を設置し、町と議会、そして町民の皆さんと足並みを そろえ、国に対し強力に反対の意思を貫くべきであることを提案し、報告とさせてい ただきます。以上でございます。

## 議 長 (馬場久雄君)

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑がないようですので、これで委員長報告を終わります。

日程第24「委員長報告(議会災害調査特別委員会調査報告について)」

## 議 長 (馬場久雄君)

日程第24、委員長報告(議会災害調査特別委員会調査報告について)を議題とします。

本件に関し、議会災害調査特別委員会委員長の報告を求めます。委員長門間浩宇君。

議会災害調査特別委員会委員長 (門間浩宇君)

それでは報告します。

大和町議会議長馬場久雄殿、大和町議会災害調査特別委員会委員長門間浩宇。委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第77 条の規定により報告いたします。

- 1. 調査事件、令和元年台風第19号による大雨等に係る調査研究。
- 2. 調査の経過、記載のとおりでございます。
- 3. 調査及び活動の報告。

本特別委員会は、令和元年大和町議会10月随時会議において、災害調査特別委員会の設置についての発議がなされ、全会一致で可決し、設置されました。

本町では、平成27年9月の関東・東北豪雨での河川の決壊等による洪水・浸水被害や土砂崩れなどによる自然災害からの復旧がほぼ完了し、また国及び県・町が一体となって河川整備に尽力しているさなか、令和元年10月に台風第19号が襲来し、その被害は4年前を大きく超える甚大なものとなりました。

本特別委員会といたしましても、一日も早い復旧を目指すため、被災状況を確認するため現地調査を実施するとともに、議会としての対応策等を協議しました。その結果、国・県に対し本町の抜本的な治水対策が必要不可欠であることを強く訴えるため、意見書を提出することになり、令和元年12月25日に国土交通省東北整備局整備局長及び同月26日に宮城県知事宛てに提出いたしました。なお、国土交通大臣へは同月26日付で意見書を送付しております。

意見書の内容は、町内の吉田川において氾濫危険水位をはるかに超え、落合観測所で8.43メーターを記録し、吉田川の越水及び支流の身洗川の決壊などにより浸水被害や農林業被害、さらには東北の大動脈である国道4号の一部が冠水し、輸送等にも支障を来し、町民に様々な被害を及ぼしており、災害の早急な復旧はもとより、現在1級河川吉田川の河川改修事業、遊水地事業などの治水対策が進められておりますが、災害時に住民の身体、生命、財産を守るため、なお一層の事業進捗を図られるよう強く訴えました。

提出した際、国・県からは、関東・東北豪雨災害による災害復旧に取り組んでいる 矢先に、再度大きな災害が発生しました。今後、今進めている事業の加速化を図りな がら、今回の被災の状況を再度検証させていただいて、河川整備計画の見直しを国と 県が連携していくとの前向きな回答を頂き、事業実施に当たっては地元の皆さんの協 力が不可欠であるので、引き続き町のご支援を頂きたいとの協力の依頼がありました。 意見交換等の内容については別紙報告書の記載のとおりであります。

以上、活動内容について報告をさせていただきましたが、今回の台風第19号被害に 対する本議会の調査特別委員会は、町執行部の迅速な対応により被害状況等の説明も 得られ、本委員会の目的が達成されたものと思います。

町執行部の皆さんのご努力に深く感謝を申し上げ、本委員会の調査を終了すること といたします。以上でございます。

## 議 長 (馬場久雄君)

ただいまの委員長報告に対し、質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑がないようですので、これで委員長報告を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年大和町議会3月定例会議を散会とし、休会といたします。

それでは、私から今任期最後の定例会議を閉じるに当たりまして、一言ご挨拶を申 し上げます。

去る2月28日以来14日間、各議員におかれましては、時節柄何かとご多忙にもかかわらず、熱心に審議を賜り、本日をもって令和2年度予算の成立を見ましたことを、議長として厚く御礼を申し上げます。また、会議を通じて議事進行に各位のご協力を得ましたことを重ねて御礼を申し上げます。

執行部各位におかれましては、新型コロナウイルス関連で異例の対応に奮闘する中での議会であり、議会としましても予算特別委員会の日程を一部変更し、業務の負担軽減を図ってまいりました。今後も不測の事態に対応しながら、事業執行に当たって適切に進められ、町民の福祉の向上と本町の町政発展のために一層のご努力をされますことをご期待申し上げる次第であります。

さて、議場において皆様と顔を合わせることも本日をもって最後となるものと思いますが、過去4年間、大和町議会の運営が円滑に本日までまいりましたことを皆様とともに喜びたいと存じます。

3月31日をもって任期満了となりますが、特に今期でご勇退されます議員各位にお かれましては、今後ますます健康に留意されまして、大和町発展のため特段のご指導、 ご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げる次第であります。

また、今回町議選に再出馬を予定されている議員各位におかれましては、来る3月

29日の選挙において全員が当選の栄を得られ、再びこの議場に全員が顔を合わせるよう格段のご努力、ご奮闘をお祈り申し上げ、甚だ簡単ではありますが、私の御礼の挨拶といたします。大変ご苦労さまでございました。お疲れさまでした。

午後2時37分 散 会